

下北山村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 1,179	千円 2,187,568	千円 46,689	千円 326,552	% 14.9	% 18.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

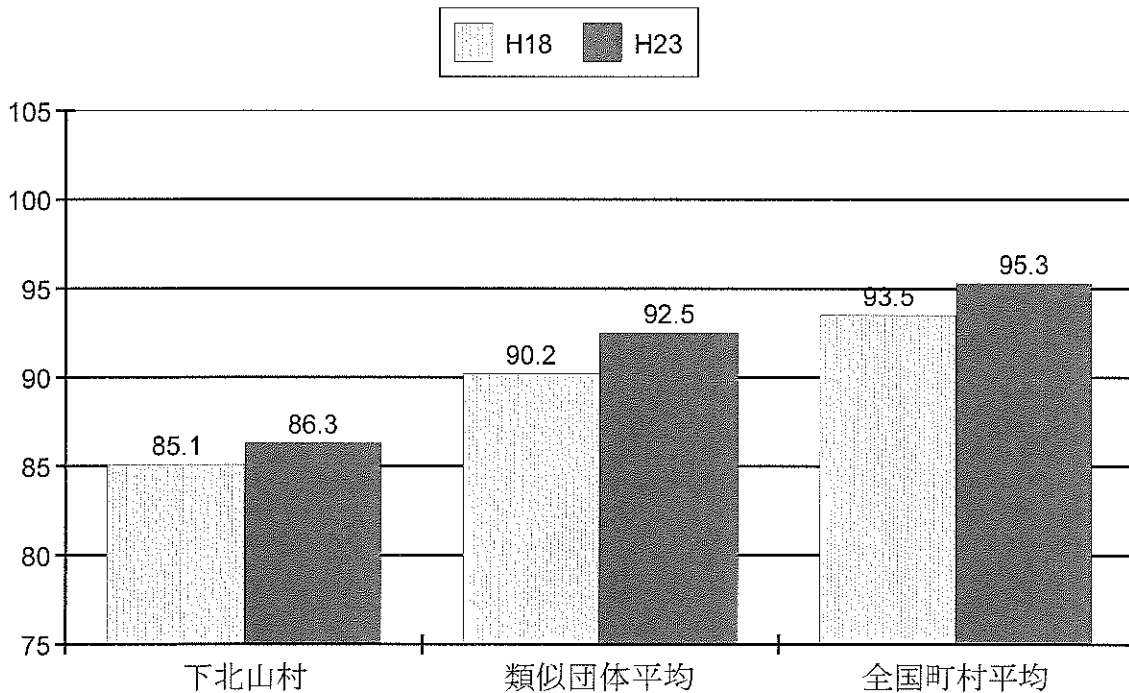
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 36	千円 125,409	千円 16,151	千円 45,679	千円 187,239	千円 5,354	千円 5,323

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

なし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（平成23年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

（平成23年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
下北山村	47.0 歳	317,872 円	356,578 円	302,028 円
奈良県	43.8 歳	344,039 円	424,235 円	385,028 円
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円
類似団体	42.8 歳	307,383 円	357,824 円	335,218 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
下北山村	54.3歳	5人	241,740円	253,260円	231,580円	—	—	—	—
うち学校給食員	54.4歳	3人	234,233円	242,100円	—	調理士	40.4歳	278,000円	0.87
奈良県	50.7歳	137人	372,188円	429,874円	407,466円	—	—	—	—
国	49.5歳	3,689人	283,862円	—	321,662円	—	—	—	—
類似団体	50.1歳	—	268,426円	295,543円	283,987円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
下北山村	—	—	—
うち学校給食員	3,762,055円	3,750,200円	1.00

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成20年～22年の3カ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人が特定されるものについては公表しない。（2人以下の項目）

（注）1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手

当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		下北山村	奈良県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	135,150 円	—
	中学卒	129,200 円	121,600 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成23年4月1日現在）

区 分		経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	256,600 円	—	295,150 円
	高校卒	—	—	275,900 円
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	241,300 円

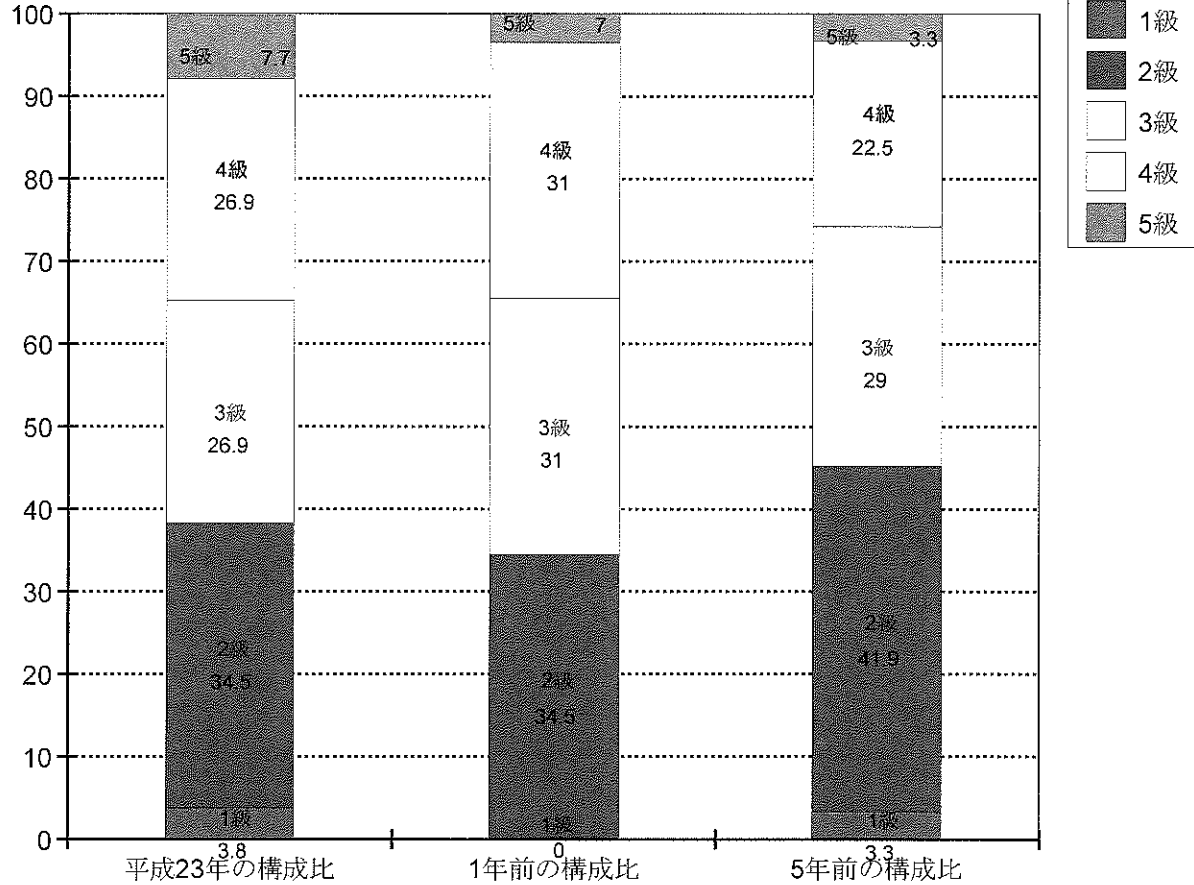
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事・主事補師	1 人	3.8 %
2 級	主事	9 人	34.5 %
3 級	課長補佐・係長・主査	7 人	26.9 %
4 級	課長・主幹	7 人	26.9 %
5 級	課長	2 人	7.7 %

- (注) 1 下北山村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(単位:%)



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

一律昇給。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

下北山村	奈良県	国
1人当たり平均支給額 (平成22年度) 1,270 千円	1人当たり平均支給額 (平成22年度) 1,623 千円	—
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況

人事評価が未実施であるため、成績率に差を設けず、一律の支給を行った。

(2) 退職手当（平成23年4月1日現在）

下 北 山 村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 18,361千円			千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)			千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)			円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
無	0%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	

(4) 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績(平成22年度決算)	0			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	0			円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)	0			%
手当の種類(手当数)	1			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
伝染病防疫作業手当	伝染病防疫に従事する職員	伝染病防疫作業	日額上限2,000円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	2,822	千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	78	千円
支給実績(平成21年度決算)	2,367	千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	85	千円

(6) その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 13,000円 ・ 扶養親族 (配偶者除く) 6,500円 (配偶者がいない場合の1人目) 11,000円 ※満16歳の年度初から満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ		5,860千円	209,285円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借家、借間居住者 12,000円を超える額 最高支給額27,000円	同じ		1,034千円	129,250円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通用具使用者 最高支給限度額 24,500円 ・ 交通機関利用者 最高支給限度額 	同じ		1,000千円	58,823円
管理職手当	主幹級以上の職員を対象 課長級 10% 主幹級 5%~8%	一部異なる	国は職に応じて8%~25%	3,184千円	398,000円
宿日直手当	1回 4,200円	同じ		2,251千円	112,550円

6 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	村 長	660,000	円	(参考) 類似団体における最高/最低額 840,000 円 / 325,000 円
	副 村 長	580,000	円	705,000 円 / 285,000 円
報 酬	議 長	200,000	円	395,000 円 / 139,200 円
	副 議 長	170,000	円	310,000 円 / 93,600 円
	議 員	160,000	円	290,000 円 / 84,800 円
期 末 手 当	村 長 副 村 長	(平成22年度支給割合) 2.95 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成22年度支給割合) 2.95 月分		
退 職 手 当	村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 村 長	給料月額×在職年数×520/100	1,373万円	任期毎
	備 考	給料月額×在職年数×330/100	766万円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

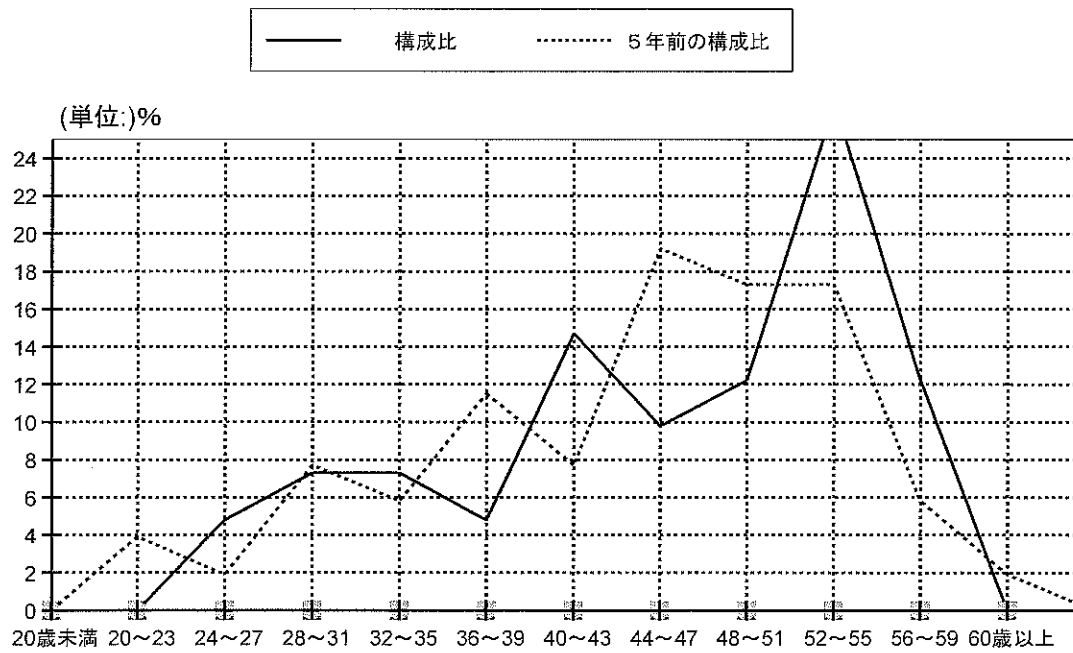
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成22年	平成23年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	退職による減
		総務企画	8	8	0	
		税務	2	2	0	
		民生	9	9	0	
		衛生	1	1	0	
		農林水産	4	3	▲1	
		商工	1	1	0	
		土木	2	2	0	
	計		28	27	▲1	
		教育部門	8	8	0	
	消防部門	0	0	0		
	小 計	36	35	▲1		
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院 水 道 そ の 他		3	3	0	退職による減
			0	0	0	
		6	4	▲2		
	小 計	9	7	▲2		
合 計		45	42	▲3		
		[65]	[65]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	2人	3人	3人	2人	6人	4人	5人	11人	5人	0人	41人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	年 度								過去5年間の増減数(率)
	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年		
一般行政	33	33	33	32	29	28	27	▲ 6 (▲ 18.18)	
教育	10	10	7	8	8	8	8	▲ 2 (▲ 20)	
消防	0	0	0	0	0	0	0	0 (0)	
普通会計計	43	43	40	40	37	36	35	▲ 8 (▲ 30.0)	
公営企業等会計計	10	10	9	9	9	9	7	▲ 3 (▲ 30.0)	
総合計	53	53	49	49	46	45	42	▲ 11 (▲ 20.75)	

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。